

○変更申請（届）について（ライトユーザー用）

個人が開設、空中線電力が50W以下、適合表示無線設備のみを使用、移動する局に限ります。

現在免許を受けているアマチュア局の無線設備、周波数等、設置場所（常置場所）、住所などを変更する時は、変更の手続きが必要です。

●総合通信局へ直接提出する場合（無線設備の保証が不要・不可の場合）の一例

送信機の取替、増設※

（技術基準適合証明設備《**新スプリアス規格**》をそのままの状態で使用する場合）

送信機の一部撤去※

既設局との設備共用
（設置場所、常置場所が同じで、資格の操作範囲内に限る）

氏名の変更
免許状への旧姓併記

無線従事者免許証番号の変更

移動する局の常置場所変更
（申請書は現在免許を受けている総合通信局等へ提出）

旧コールサインへの指定変更

既に提出した申請書類の誤記訂正
（住所等）

住所変更
（転居及び住所表記の変更）

●保証を受けるため一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（JARd）を経由する場合の一例

送信機の取替、増設

（技術基準適合証明設備《**旧スプリアス規格**》を使用する場合、基準適合証明設備ではない設備を使用する場合）

送信機の取替、増設
（FPV用等、外国製の送信機を使用する場合）

許可された技術基準適合証明設備の改造
（空中線電力が20W超え200W以下となるもの）

許可された送信機に付属装置の取付け
（空中線電力が20W超え200W以下となるもの）

この書式は使用できません。

無線設備の保証には「保証願書」などの提出が必要です。詳しくは、保証業務を行っている一般財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARd)(電話:03-3910-7263)のホームページを御覧になるか、直接お電話でお問合せください。

申請書提出先:免許を受けている総合通信局へ郵送してください。また、保証が必要な場合はJARdに郵送してください。（信越総合通信局へ提出する場合は、以下↓を点線で切り離して封筒に貼付けると便利です）

380-8795
長野市旭町1108
長野第一合同庁舎
信越総合通信局
無線通信部無線通信課 御中

※不備がなければ概ね二週間程度で処理が完了します。
電話等での申請の処理状況のお問い合わせはご遠慮ください。
※到着の記録をしたい場合は「簡易書留」などで提出してください。
※申請書、免許状は信書です。

＜免許状送付用封筒（返信用封筒）について＞

免許状の記載事項が変わる場合、「免許状送付用封筒」が必要となります。変更手続では、電子申請でも料金受取人払いによる送付はできません。

（技術基準適合証明設備の追加等で黄色枠内の※印の変更は原則送付するものがないので、送付用封筒は不要です。なお、一部例外があります。）

令和5年9月25日前の免許状は法令により周波数の一括表示記号に読替えが行われていますが、ご希望があれば、変更の際に周波数の一括表示記号を記載した免許状を発行します。

定形郵便長形3号（A4用紙が3つ折りでき入る大きさ）以上の封筒に、住所、氏名を記載し、その封筒の大きさに対応した郵便料金分の切手を貼付して、当局へ申請書類とともに送付してください。

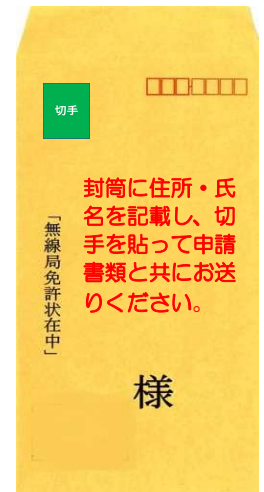
なお、免許状を折らずに発送を希望される方は、角型6号(英文併記の方は角型2号)以上の封筒に定形外郵便の切手を貼ってください。

＜返信用封筒に貼付する切手＞

定形封筒84円

定形外封筒120円

万一郵便料金が不足する場合は、不足料金を受取人の方に御負担いただきます。



↑免許状等送付用封筒例

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

令和 年 月 日

信越総合通信局長 殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

- 無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）
- 条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- 免許人住所の変更（電波法第21条）
- 無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- 呼出符号の変更（電波法第19条）
- その他の変更（ ）

記

1 申請（届出）者

住所	〒（ ）
	国籍（外国人のみ記載） []
氏名	フリガナ

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第 号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ
	<input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書

4	免許の番号	上記 2 ③と同じ	
5	申請（届出）の区分	変更	
6	住所及び氏名	上記 1 と同じ	
7	無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者免許 <input type="checkbox"/> 同時申請	同時申請の資格
			国家試験受験番号
			修了証明書の番号
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項	
9	呼出符号		
10	無線設備の常置場所	住所	□上記 1 及び 6 の住所と同じ
11	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）	
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	□指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力	
13	変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 15	
14	備考		
15	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去
適合表示無線設備の番号			
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。	

令和 5年 9月 25日

提出（郵送）する日を記入してください

信越総合通信局長 殿

提出先に応じて変更してください。変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

- 無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更
- 更（電波法第19条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- 免許人住所の変更（電波法第21条）
- 無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- 呼出符号の変更（電波法第19条）
- その他の変更（ ）

該当するものにチェックしてください

記

1 申請（届出）者

住所	〒（380-0846）	
	長野県長野市旭町1108	
	国籍（外国人のみ記載）〔	日本国籍の方は記入不要です
氏名	フリガナ シンエツ タロウ	
	信越 太郎	

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局	②～③は無線局免許状（コールサインが書いてあるもの）に記載されている ・識別信号（コールサイン） ・免許の番号 を記載してください。
② 呼出符号	J S O A B C	
③ 免許の番号	信A第 1 2 3 4 5 6 7号	
④ 備考		

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	026 - 234 - ****
電子メールアドレス	***** @ ***** . ** . Jp

担当者から連絡することがありますので、平日の昼間に連絡が取れる電話番号等を記入してください

無線局事項書及び工事設計書

4	免許の番号	上記 2 ③と同じ	
5	申請（届出）の区分	変更	
6	住所及び氏名	上記 1 と同じ	
7	無線従事者免許証の番号	BZZL1234	
		<input type="checkbox"/> 無線従事者免許同時申請	同時申請の資格
		<input type="checkbox"/> 無線従事者免許同時申請	国家試験受験番号
		修了証明書の番号	
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務用	
9	呼出符号	J S O A B C	
10	無線設備の常置場所	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記 1 及び 6 の住所と同じ
11	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）	
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input checked="" type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力	
13	変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 6 <input checked="" type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 12 <input checked="" type="checkbox"/> 15	
14	備考	変更を行う項目の欄の番号にチェックしてください	
15	第 1 送信機	変更の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 取替
		適合表示無線設備の番号	002-123456
	第 2 送信機	変更の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 増設
		適合表示無線設備の番号	002KN1234
	第 3 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去
適合表示無線設備の番号			
第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去	
	適合表示無線設備の番号		
その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。	

写真のある無線従事者免許証の番号を記入してください

9呼出符号の欄は「他の総合通信局」管内へ常置場所・設置場所を変更する場合を除き、現在の無線局免許状に記載されている内容を記入してください

住所と異なる場合は記入してください

確認をしてチェックして下さい

変更を行う項目の欄の番号にチェックしてください

変更の種別にチェックをして、無線機に貼付されている技術基準適合証明機器（工事設計認証機器を含む）の番号を記載してください

確認してチェックを入れてください

※現在の登録機器の番号が分からない場合は、お持ちの無線機器を全て記載して提出してください（提出された内容で上書きを行います）
 ※電話等での装置番号等の問い合わせはお受けしかねます

旧コールサインの復活について

御自身が以前使用していたコールサイン(旧コールサイン)が、使用できる場合があります。同一エリアで以前指定されていたコールサインを希望される場合は、次の手続きをとって下さい。
なお、現在の常置場所・設置場所が旧コールサインのエリアと異なる場合は復活指定できません。

信越総合通信局では他の方へコールサインの再割当はしていません。関東、東海、近畿、九州総合通信局では再割当をしていますので、割当済みの場合等、証明書類があっても旧コールサインの指定が受けられないことがあります。

○免許の有効期間満了後「5年以内」に再開局の場合

→無線局事項書の「15 備考欄」に、旧コールサインを記入して下さい。

○免許の有効期間満了後「5年を経過」して再開局の場合

→無線局事項書「15 備考欄」に「**旧コールサイン希望**」のように朱書きし、次の旧コールサインが確認できる書類を添付して下さい。

<旧コールサインが確認できる書類>

次の①～⑤のいずれかを申請書に添えてください。

- ① 旧コールサインが記載された無線局免許状のコピー
(返納すべき無線局免許状がお手元にある場合は、その免許状でも可)
- ② 旧コールサインの記載がある「無線局事項書及び工事設計書」の写しで、地方電波監理局、電気通信監理局等の写し証明印が押してある書類(平成4年3月までは写しが返送されていました)
- ③ 旧コールサインが掲載されているコールブック、局名録などのコピー
(プリフィックス(最初の3文字)、サフィックス(それ以降)が1枚で確認できるもの)
- ④ 旧コールサインの電波利用料納入告知書の左側「電波利用料納付のお願い」
(コピーでも可)
- ⑤ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)が発行した旧コールサイン確認書
(旧コールサインを証明する書類がない場合に申請者から提出される「旧コールサイン調査依頼書」に基づいて日本アマチュア無線連盟が代理証明する書類)

JARLへの「旧コールサイン調査依頼書」について

「旧コールサイン調査依頼書」は、インターネット又は郵送により直接入手することができます。

「旧コールサイン調査依頼書」の入手方法

○郵送で取り寄せる場合

「旧コールサイン調査依頼書希望」と書いたメモと返信用封筒(申請者の宛先を書いて、切手を貼った封筒)を同封して、次の宛先へ申し込んで下さい。

〒170-8073 東京都豊島区南大塚3-4-3-1 大塚HTビル6階
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 「旧コールサイン確認」係

○インターネットからダウンロード

JARLのホームページ「始める」の「旧コールサインの復活」の下段にある「旧コールサイン調査依頼書(PDF)」からダウンロードしてください。

旧コールサイン確認書の発行について

「旧コールサイン確認書」の発行を依頼される方は、次の要領で申し込んで下さい。

- (1) 「旧コールサイン調査依頼書」に必要事項を記入して、JARL(日本アマチュア無線連盟)へ送付して下さい。また、氏名が変わった方は、最後に免許が失効した時の氏名を旧姓欄に必ず書いて下さい。
- (2) 社団局の場合で、代表者が以前と異なっているときは、当該免許人の地位を引き継いでいることを証明する書類等を「旧コールサイン調査依頼書」に添付して下さい。

JARLへ提出する依頼書の封筒の表面には「旧コールサイン調査依頼」と朱書きして返信用封筒(依頼者の宛先を書いて切手を貼った返信用の封筒)を同封して下さい。

<依頼書の提出先>

〒170-8073 東京都豊島区南大塚3-4-3-1 大塚HTビル6階
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 「旧コールサイン確認」係

★調査が終わりしだい、JARLから返信用封筒を使って「旧コールサイン確認書」(確認できない場合は、「旧コールサイン未確認通知」)が郵送されてきます。

※詳細は、(一社)日本アマチュア無線連盟会員課(03-3988-8749)にお問合せください。

※QSLカード、JARLのコールサインプレートは、確認書類にはなりません。

※御自身が以前使用していないコールサインやこれから割当となるコールサインの指定希望は記念局等を除きできません。